

# 令和元年度指定居宅サービス 事業者実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

# 第1 実地指導の実施状況

## 目的

吹田市では、介護保険法第23条、第24条及び吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

## 実施回数

吹田市介護保険事業者等指導及び監査実施要領等により、実地指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

実地指導の結果は、次のとおりです。

※国への報告方法と合わせ、対象事業所数の基準時点を、4月1日現在に、事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

# 令和元年度実地指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
居宅介護支援	106	9	8%
訪問介護	123	11	9%
(介護予防)訪問入浴介護	6	0	0%
(介護予防)訪問看護	89	4	4%
(介護予防)訪問リハビリテーション	6	0	0%
通所介護	42	2	5%
(介護予防)通所リハビリテーション	0	0	0%
(介護予防)短期入所生活介護	40	4	10%
(介護予防)短期入所療養介護	0	0	0%
(介護予防)居宅療養管理指導	0	0	0%
(介護予防)福祉用具貸与	42	0	0%
特定(介護予防)福祉用具販売	44	0	0%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	18	2	11%
介護予防支援	16	7	44%
合 計	532	39	7%

# 令和元年度実地指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
居宅介護支援	9/9	3	-	6
訪問介護	11/11	1	1	9
(介護予防)訪問入浴介護	-	-	-	-
(介護予防)訪問看護	4/4	-	-	4
(介護予防)訪問リハビリテーション	-	-	-	-
通所介護	2/2	-	-	2
(介護予防)通所リハビリテーション	-	-	-	-
(介護予防)短期入所生活介護	4/4	-	2	2
(介護予防)短期入所療養介護	-	-	-	-
(介護予防)居宅療養管理指導	-	-	-	-
(介護予防)福祉用具貸与	-	-	-	-
特定(介護予防)福祉用具販売	-	-	-	-
(介護予防)特定施設入居者生活介護	2/2	-	2	-
介護予防支援	7/7	3		4
合 計	39/39	7	5	27

## 第2 文書指摘事項

### 1 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	運営規程及び重要事項説明書等	運営規程や重要事項説明書の記載内容の不備等
第2位	運営基準	具体的取扱方針等	計画に記載する内容の不足等
第3位	介護給付費関係	基本報酬、加算等	加算要件の未実施等による介護報酬の請求等
第4位	運営基準	個別サービス計画の作成等	個別サービス計画の記載内容の不備や不足等
第5位	運営基準	秘密の保持	利用者やその家族の個人情報の使用同意不備等

## 2 主な指摘事項

### (1) 運営基準

#### 【運営規程及び重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	重要事項説明書、契約書、個人情報使用同意書に日付の記入がなかった。	
2	運営規程の必要事項(虐待防止に関する事項、個人情報の保護に関する事項、利用料の負担割合、記録の保存年数等)の未記載や誤記載があった。	
3	運営規程と、重要事項説明書に記載されている内容が、一致していなかった。	

#### 【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	個別サービス計画について、利用者又はその家族の同意が得られていなかった。	
2	個別サービス計画の作成・変更等にあたり、解決すべき課題や利用者の心身状況の把握(アセスメント)の結果、カンファレンス(サービス担当者会議)等に基づき作成されていなかった。	

## 【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	モニタリングが実施されていなかった、又は結果の記録等がされていなかった。	
2	居宅サービス計画に、医療系サービスを位置付ける際の手続きが不十分であった。	
3	居宅サービス計画について、利用者又はその家族の同意が得られていなかった。	

## 【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	利用者やその家族の個人情報の使用について、文書による同意が得られていなかった。	
2	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていなかった。	

### 【研修関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業員の資質の向上のための研修が実施されていなかった、又は研修計画が作成されていなかった。	

### 【衛生管理(健康診断)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業員の健康状態について、健康診断等の必要な管理が行われていなかった。	

### 【事故発生時の対応等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	事故発生時の対応マニュアルが定められていなかった、又は、事故の内容がきちんと記録されていなかった。	

### 【苦情発生時の対応等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	苦情発生時の対応マニュアルが定められていなかった、又は、苦情の内容がきちんと記録されていなかった。	



## (2) 設備基準

### 【区画の不備等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	区画の変更に伴う、変更届が提出されていなかった。	
2	事故防止のための対策が、不十分であった。	

### 【衛生管理(感染症対策)等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	開封済みのおむつが、密閉された容器等に保管されていなかった。	
2	汚物処理について、清潔物と不潔物の動線が重なっているが、その対策が不十分であった。	

### (3) 介護給付費関係

#### 【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	特定事業 所集中減 算	特定事業所集中減算チェックシートが作成・保存されていなかった。	
2	個別機能 訓練加算	個別機能訓練計画の内容が不十分であった。	
3	運営基準 減算	定められた運営上の基準を満たしていなかった。	

### 第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 不正の手段により事業者指定を受けた
- (2) 指定基準に重大な違反
- (3) 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- (4) サービスの内容に不正又は著しい不当
- (5) 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず  
又は虚偽の報告をした
- (6) 利用者に対する虐待
- (7) 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは  
虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

令和元年度については、監査対象の事業所はありませんでした。